

# 千葉大学葉泳会慶弔規程

制定 平成20年8月30日

## (目的)

第1条 この規程は、千葉大学葉泳会会則第2条に定める葉泳会の目的に則り、慶事又は弔事が発生した際の手続きを円滑に行うことを目的として定める。

## (定義)

第2条 この規程の対象となる慶事又は弔事とは、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 慶事 … 結婚
- (2) 弔事 … 葬儀

## (葉泳会名義の使用)

第3条 葉泳会会員本人に慶事又は弔事が生じた場合は、世話人の判断で、「千葉大学葉泳会」名義で慶意又は弔意を表すことができる。

## (費用の負担)

第4条 第3条に定める葉泳会名義での慶弔費は、後日要した費用を葉泳会に請求することが出来る。  
2 前項において、葉泳会が負担する経費の上限は、5000円とする。  
3 第1項により費用を請求する場合は、領収書など経費の負担を証明する書類を添えて行うこととする。

## (委任)

第5条 上記に定める事項のほか慶弔規程の運用について必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

## (附則)

この規程は、平成20年8月30日から施行する。